

(記 号 番 号)

令和 年 月 日

納  
税  
地

法  
人  
名

代  
表  
者  
名

殿

国 税 庁 長 官

グループ通算制度の取りやめの承認申請の  
承認  
却 下 通 知 書

貴法人から令和 年 月 日付でされたグループ通算制度の取りやめの承認申  
請については、調査したところ 相 当 承認  
以下の理由により不相当と認められるので、これを 却下  
したから通知します。

(処分の理由)

## 不服申立て等について

### 【不服申立てについて】

- この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に国税庁長官に対して審査請求をすることができます。

### 【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
  - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
  - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書

### 1 使用目的

「グループ通算制度の取りやめの承認申請の承認・却下通知書」は、グループ通算制度の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

### 2 記載要領

項目	内容
表題及び本文	グループ通算制度の取りやめの承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処分の理由	申請に係る事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

### 3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。